

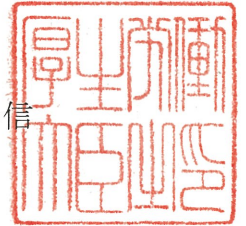
厚生労働省発開 0303 第1号

令和 2 年 3 月 3 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 指導員養成訓練の訓練課程の見直し

1 長期養成課程を廃止し、新たに次の三つのコースを創設し、その教科、訓練期間等を定めることとする。

(一) 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする訓練技法習得コース

(二) 学校教育法による大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法並びに技能及び技術を培うことを目的とする訓練技法・技能等習得コース

(三) 普通職業訓練において訓練を担当している者等に対して専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする専門課程担当者養成コース

2 指導員養成訓練について、普通職業訓練を担当する者を養成するコースからなる指導員養成課程及び専門課程又は応用課程の高度職業訓練を担当する者を養成するコースからなる高度養成課程の二つの訓練課程とすることとする。

3 1及び2の見直しに伴い、職業訓練指導員の免許資格、職業訓練指導員試験の受験資格、同試験の免除、専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格、技能検定の受検資格等について所要の改正を行うこと。

## 二 職業訓練基準の見直し

1 普通課程の普通職業訓練における裁縫系の和裁科の教科について、服装美学を被服概論に統合することとし、服装美学を教科から削除することとする。

2 専門課程の高度職業訓練における接客サービス技術系のホテルビジネス科の教科にインバウンド概論及びインバウンド実習を追加することとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

障害者職業生活相談員の選任に関する資格について、第一の一の見直しに伴い、所要の改正を行うこと。

### 第三 施行期日等

#### 一 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行すること。ただし、第一の二の事項は、令和二年四月一日から施行すること。

#### 二 経過措置等

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の改正を行うこと。